

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領新旧対照表

新	旧	備考																				
<p>建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領</p> <p style="text-align: center;">〔 令和6年(2024年)1月11日事調第1014号 事業調整課長から各産業振興部長・地域産業担当部長あて 〕</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 令和8年(2026年)3月13日事調第1550号</u></p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 用語の定義 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>CCUS : 建設工事を営む事業者が、建設現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を、業界横断的に登録・蓄積するためのデータシステム。</p> <p>下請事業者 : 当該工事において元請負人と下請契約を締結した下請負人のうち、建設業法に基づき施工体制台帳や施工体系図への記載が求められる事業者をいう。</p> <p>技能者 : 元請___及び下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいい一人親方を含む。</p> <p>CCUS登録事業者 : 元請・下請事業者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者としての情報、雇用する技能者に関する情報及び当該建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。</p> <p>登録事業者率 : 当該工事に携わった元請及び下請事業者のうち、CCUS登録事業者数を、元請及び下請事業者の総事業者数で除して得た割合をいう。</p> <p>カードリーダー : CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。</p> <p>現場利用料 : CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <p>3 CCUS活用モデル工事</p> <p>(1) 対象工事 農政部が発注する予定価格1千万円以上の農業土木工事については、原則として全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。</p> <p>ア 発注者がCCUSを活用できないと判断する工事</p> <p>(2) 入札公告及び特記仕様書への明示 (1) <u>に定める</u>対象工事は、入札公告及び特記仕様書において、<u>その旨を明示するものとする。</u></p> <p>(3) 試行内容 (1) の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下表の評価対象項目ごとの判断基準(以下「基準」という。)を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価対象項目</th> <th style="width: 70%;">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 登録事業者率</td> <td><u>元請がCCUSを活用していること、かつ、登録事業者率(CCUS登録事業者数/元請及び下請事業者の総事業者数)が65%以上</u></td> </tr> <tr> <td>②アンケートの回答</td> <td><u>工事完成までにアンケートに回答</u></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象項目	判断基準	① 登録事業者率	<u>元請がCCUSを活用していること、かつ、登録事業者率(CCUS登録事業者数/元請及び下請事業者の総事業者数)が65%以上</u>	②アンケートの回答	<u>工事完成までにアンケートに回答</u>	_____	_____	_____	_____	<p>建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領</p> <p style="text-align: center;">〔 令和6年(2024年)1月11日事調第1014号 事業調整課長から各産業振興部長・地域産業担当部長あて 〕</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 用語の定義 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>技能者 : 元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい一人親方を含む。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>カードリーダー : CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。</p> <p>現場利用料 : CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。</p> <p>対象期間 : <u>CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。</u> <u>ただし、工事着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID(現場管理者)登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。</u></p> <p>3 CCUS活用モデル工事</p> <p>(1) 対象工事 農政部が発注する予定価格7千万円以上の農業土木工事については、原則として全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。</p> <p>ア 発注者がCCUSを活用できないと判断する工事</p> <p>(2) 入札公告及び特記仕様書への明示 (1) <u>の</u>対象工事は、入札公告及び特記仕様書において <u>その旨を明らかにすること。</u></p> <p>(3) 試行内容 (1) の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下表の評価対象項目ごとの判断基準(以下「基準」という。)を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価対象項目</th> <th style="width: 70%;">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 事業者登録※1)</td> <td><u>元請企業の登録</u></td> </tr> <tr> <td>②管理者ID(現場管理者)登録</td> <td><u>当該現場の登録</u></td> </tr> <tr> <td>③技能者の就業履歴の蓄積</td> <td><u>対象期間の日数の50%以上蓄積</u></td> </tr> <tr> <td>④アンケートの提出※2)</td> <td><u>工事完成までに発注者に提出</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1) 既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。</u></p> <p><u>※2) 発注者よりアンケート調査の依頼があった場合のみ</u></p>	評価対象項目	判断基準	① 事業者登録※1)	<u>元請企業の登録</u>	② 管理者ID(現場管理者)登録	<u>当該現場の登録</u>	③ 技能者の就業履歴の蓄積	<u>対象期間の日数の50%以上蓄積</u>	④ アンケートの提出※2)	<u>工事完成までに発注者に提出</u>	<p>用語の追加</p> <p>用語の削除</p> <p>対象工事の見直し</p> <p>表現の修正</p> <p>評価対象項目及び判断基準の見直し</p>
評価対象項目	判断基準																					
① 登録事業者率	<u>元請がCCUSを活用していること、かつ、登録事業者率(CCUS登録事業者数/元請及び下請事業者の総事業者数)が65%以上</u>																					
②アンケートの回答	<u>工事完成までにアンケートに回答</u>																					
_____	_____																					
_____	_____																					
評価対象項目	判断基準																					
① 事業者登録※1)	<u>元請企業の登録</u>																					
② 管理者ID(現場管理者)登録	<u>当該現場の登録</u>																					
③ 技能者の就業履歴の蓄積	<u>対象期間の日数の50%以上蓄積</u>																					
④ アンケートの提出※2)	<u>工事完成までに発注者に提出</u>																					

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領新旧対照表

新		旧	備考	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">CCUS活用モデル工事発注時</p> <p>対象工事を選定後、入札公告及び特記仕様書に当該工事がCCUS活用モデル工事である旨を記載する。 (別紙－1参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">CCUS活用モデル工事契約後</p> <p>受注者は、CCUSの活用について、希望の有無を記載した打合簿を工事監督員に提出する。 (別紙－2参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">CCUS活用モデル工事施工中</p> <p><u>受注者は、発注者の求めに応じ、施工成績評定の加点基準達成状況を記載した資料の提出を行う。</u> 工事監督員は、CCUSの活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料について、領収書等による支出実績及び就業履歴一覧(月別カレンダー)の集計に記載されている就業履歴数に基づき設計変更を行う。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">CCUS活用モデル工事完成</p> <p>受注者は、<u>工事完成までに、北海道農政部のホームページに掲載されている「CCUS活用モデル工事の試行に伴うアンケート」に回答し、</u>工事監督員に提出する。 (別紙－3)</p> <p>工事監督員は、受注者が全ての基準を達成した場合、工事施行成績評定において加点する。</p> </div>	→	<p style="text-align: center;">4 CCUS活用モデル工事実施フロー</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">CCUS活用モデル工事発注時</p> <p>対象工事を選定後、入札公告及び特記仕様書に当該工事がCCUS活用モデル工事である旨を記載する。 (別紙－1参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">CCUS活用モデル工事契約後</p> <p>受注者は、CCUSの活用について、希望の有無を記載した打合簿を工事監督員に提出する。 (別紙－2参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">CCUS活用モデル工事施工中</p> <p><u>工事監督員は、CCUSの活用が適切に行われているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの資料の提出を受け達成状況を確認する。</u> 工事監督員は、CCUSの活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料について、領収書等による支出実績に基づき設計変更を行う。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">CCUS活用モデル工事完成</p> <p>受注者は、<u>発注者よりアンケート調査の依頼があった場合、</u>工事監督員に<u>アンケートを提出する。</u> (別紙－3)</p> <p>工事監督員は、受注者が全ての基準を達成した場合、工事施行成績評定において加点する。</p> </div>	<p style="text-align: center;">↓ ※活用を希望する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">※活用を希望しない場合</p> <p>受注者は<u>工事完成までに、北海道農政部のホームページに掲載されている「CCUS活用モデル工事の試行に伴うアンケート」に回答し、</u>工事監督員に提出する。 (別紙－3)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">※活用を希望しない場合</p> <p>受注者は、<u>発注者よりアンケート調査の依頼があった場合、アンケートを</u>工事監督員に提出する。 (別紙－3)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">※活用を希望する場合</p>	<p>アンケート方法の見直し</p> <p>達成状況確認方法の見直し</p> <p>現場利用料確認方法の見直し</p> <p>アンケート方法の見直し</p> <p>用語の追加</p> <p>用語の追加</p>
<p>別紙－1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札の公告 (略) 2 特記仕様書 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について 1 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。 2 本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・CCUS：建設工事を営む事業者が、建設現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を、業界横断的に登録・蓄積するためのデータシステム。 ・下請事業者：当該工事において元請負人と下請契約を締結した下請負人のうち、建設業法に基づき施工体制台帳や施工体系図への記載が求められる事業者をいう。 ・技能者：元請及び下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。 ・CCUS登録事業者：元請・下請事業者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者としての情報、雇用する技能者に関する情報及び当該建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。 ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。 3 本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を 	→	<p>別紙－1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札の公告 (略) 2 特記仕様書 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について 1 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。 2 本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・技能者：元請<u>企業</u>及び下請<u>企業</u>の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。 ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。 ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。 ・対象期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID(現場管理者)登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。 	<p>用語の追加</p> <p>用語の追加</p>	

